郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)新旧対照表(抄)

<b>松</b> 旧聚	<b></b>
目次 (現行のとおり)	<b>三次 (略)</b>
第一条から第四条の三まで (現行のとおり)	第一条から第四条の三まで (略)
(事業所の所有事業者等)	(事業所の所有事業者等)
第四条の四 (現行のとおり)	第四条の回 (器)
2 条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガ	2 条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガ
スの排出について責任を有する者(以下「排出有責任者」という。)	スの排出について責任を有する者の届出は、別記第一号様式による
の届出は、別記第一号様式による所有事業者等届出書に、事業所を	所有事業者等届出書に、事業所を所有している事業者の同意書及び
所有している事業者の同意書及び前項各号に定める要件に該当す	前項各号に定める要件に該当することを証する書類を添えて行わ
ることを証する書類を添えて行わなければならない。	なければならない。
3 前項の所有事業者等届出書には、当該届出書に係る排出有責任者	(
の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該排出有責任者が個	
人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当	
該排出有責任者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、当	
該排出有責任者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しな	
ければならない。	
4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各	(整製)
号に定める書面を添付しないことができる。	
一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受	
けた事業所に係る既に提出された所有事業者等届出書の排出有責	
任者と前項の排出有責任者が同一である場合 印鑑証明書若しく	
はこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面	

公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの二 第二項の所有事業者等届出書に係る排出有責任者が国又は地方

第四条の五から第四条の六の二まで (現行のとおり)

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

第四条の七 (現行のとおり)

届出を行うことができる。のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更のに提出する別記第一号様式による所有事業者等届出書に、当該変更掛出有責任者の届出を行う場合にあっては、当該届出において知事ければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業者の変更に伴い式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなる 条例第五条の九第二項の規定による変更の届出は、別記第一号様

3から5まで (現行のとおり)

第四条の人から第四条の二十五まで (現行のとおり)

(特定テナント等事業者の計画書の提出)

第四条の二十六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 前項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書には、特定テ

第四条の五から第四条の六の二まで (略)

(指定地球温暖化対策事業者の変更等)

継回条の力 (器)

届出書に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載すること届出において知事に提出する別記第一号様式による所有事業者等の排出について責任を有する者の届出を行う場合にあっては、当該条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガスければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業者の変更に伴い式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなる条例第五条の九第二項の規定による変更の届出は、別記第一号様

により、当該変更の届出を行うことができる。

るかららまで (略)

第四条の人から第四条の二十五まで (略)

(特定テナント等事業者の計画書の提出)

無回条の二十代 (器)

い (器)

(整設)

これに代わる書面を派付しなければならない。
さないときにあっては、特定テナント等事業者の住民票の写し又はれに準ずるもので特定テナント等事業者の氏名及び住所が確認でナント等事業者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに特定テナント等事業者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに特定テ

号に定める書面を添けしないことができる。 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各

るもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面書の提出者と同一である場合 印鑑証明書若しくはこれに準ず既に提出されている特定テナント等地球温暖化対策計画書提出受けたいずれかの事業所において特定テナント等事業者として「今和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を

ずるもの 者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準了 第二項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書の提出

内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載

載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記

(添付書類)

合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場第四条の二十七、次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明

(海設)

ない。出者の住民栗の写し又はこれに代わる書面を添付しなければなら出者の住民栗の写し又はこれに代わる書面を添付しなければなら出者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、当該書面の提

- 認書届出書
  一 第四条の五第二項の指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確
- | 第四条の六の二第三項の事業所区域変更申請書
- il 第四条の七第一項の指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出
- 四 第四条の七第二項の指定地球温暖化対策事業者変更届出書
- 五 第四条の七第三項の前事業者排出量把握申請書
- 大 第四条の七第四頃の前事業者眛出量報告書牌出書
- 七 第四条の八第一項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
- 八 第四条の十八第一頃又は司条第三頃の基準排出量失定申請書
- 九、第四条の十八の二第三項の基準排出量改定申請書
- 十 第四条の十九第三頃の基準排出量変更申請書
- 務率域少申請書 十一 第四条の二十第一項の優良特定地球温暖化対策事業所削減義
- 十二 第四条の二十三第一項の地球温暖化対策計画書提出書
- 号に定める書面を孫けしないことができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各
  - これに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面の提出者が次のいずれかに該当する場合 印鑑証明書若しくは受けた事業所であって、当該事業所に係る前項各号に掲げる書面一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を

<u>の排出有責任者と同一である場合</u> ア 既に提出されている当該事業所に係る所有事業者等届出書

- り、 直近の 堤田者と 同一で ある場合 イ 既に 提出されている 前項各号に 掲げる 書面の いずれかの う
- 場合 印鑑証明書文はこれに準ずるもの 一 前項各号に掲げる書面の提出者が国文は地方公共団体である
- 内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載
- 載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記

第五条から第五条の五まで (現行のとおり)

(検証機関の登録の申請)

第五条の六(現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)
- 3 (関行のとおり)
- 1 から三まで (格)
- 明書及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの四 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証

五 (現行のとおり)

五の二 (現行のとおり)

ト (盤)

れに準ずるもの及びその役員の住民票の写し又はこれに代わて 法人 当該法定代理人の登記事項証明書、印鑑証明書又はこ

第五条から第五条の五まで (略)

(検証機関の登録の申請)

第五条の六 (略)

い (器)

8 (盤)

一から三まで (略)

明書四 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証

H (盤)

Hの11 (器)

ト (盤)

民票の写し又はこれに代わる書面イ 法人 当該法定代理人の登記事項証明書及びその役員の住

る書面

六及び七 (現行のとおり)

- 4 (既行のとおり)
- めることができる。 事項証明書<u>又は印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの</u>の提出を求次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面、登記ら 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、

一及び二(兜行のとおり)

ら及びて (現行のとおり)

第五条の七から第五条の十三まで (現行のとおり)

## (添付書類)

らない。 提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければな 提出者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、当該書面の場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である第五条の十三の二 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証

| 第五条の九第一項の検証業務営業所名称等変更届

- 二 第五条の九第二項の登録検証機関登録事項変更届
- 三第五条の十第一項の登録検証機関廃業等届
- 四 第五条の十第二項の登録検証機関検証業務廃止等届

五 第五条の十三第一項の検証業務規程届出書

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各

六及び七 (略)

4 (器)

登記事項証明書の提出を求めることができる。 次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面<u>又は</u>5 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、

一及び二 (略)

6枚びて (略)

第五条の七から第五条の十三まで (略)

号に定める書面を派付しないことができる。

二 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの一 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載

載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

第五条の十四から第十三条の六まで(現行のとおり)

(省エネルギー性能等の表示)

第十三条の七 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一から七まで(現行のとおり)

(盃堡)

る電気料金 業省告示第二百五十八号)に定める一年間使用した場合の目安となを行うことができる事業者が取り組むべき措置 (平成十八年経済産を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力

第十四条から第八十三条まで (現行のとおり)

第五条の十四から第十三条の大まで (略)

(省エネルギー性能等の表示)

継十川然の力 (器)

23 (器)

一から七まで (略)

に使用していないことの表示(電気や蔵車に限る。)
号)第二条第二項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤
内 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成十年政令第三百七十八

一年間使用した場合の目安となる電気料金むべき措置(平成十八年経済産業省告示第二百五十八号)に定める」、「スルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組

第十四条から第八十三条まで (略)